

総合計画進行管理 中間評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅲ	安全で安心な暮らしやすいまち
政 策	NO	6	災害に強い都市基盤と地域社会をつくります
施 策 名	NO	14	災害対策の推進
施 策 所 管 局	危機管理局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	近年、震災や水害などの甚大な被害をもたらす災害が全国各地で発生しており、本市においても、台風による大規模な土砂災害などの被害が発生しています。このような災害は、いつ発生するか予測することが難しく、日頃から発生に備えた安全対策を講じておくことが求められています。 これまで、災害に強い都市基盤を形成し、市民一人ひとりが災害に対し備えるよう、防災・減災の取組を進めてきましたが、想定外の事態をなくすべく、今後も他自治体などとの連携を図りながら更なる取組を進め、災害に強いまちづくりを進める必要があります。
取 組 の 方 向	1 災害に強い都市基盤の整備 災害発生時の被害を軽減するための適正な居住誘導方策を検討するとともに、道路、公園などの整備に合わせた延焼遮断帯※1形成の推進、住宅・建築物、ブロック塀などの安全性に関する意識啓発や耐震化の促進を図ります。 また、避難場所や避難路の確保、緊急輸送道路※2などの土木関連施設の耐震化や無電柱化、山間部や河岸段丘にある道路における土砂災害の未然防止などを図ります。 さらに、雨水管の整備や河川改修、雨水流出抑制施設の機能向上など、浸水被害の軽減・解消を図ります。
	2 地域防災対策の充実 災害時には市民の防災意識や地域防災力、他自治体及び関係機関との連携が重要となるため、九都県市合同防災訓練※3や各種個別訓練を通じて、災害対応能力の向上を図ります。 また、災害時に備え、備蓄食料、備蓄資機材などの充実や保健医療救護体制の強化を図るとともに、災害時要援護者の把握や避難支援体制の構築を促進します。 さらに、ひばり放送をはじめとする通信設備の適切な維持管理と更新に加え、様々な状況に対応した新たな情報伝達手段の整備を進めることにより、市民に緊急情報を的確に伝えけるとともに、災害時に電話回線が断絶した場合にも災害対策本部と避難所等との通信を確保し、迅速な対応ができるようにします。

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	- 令和2年7月豪雨、令和3年熱海市伊豆山土石流災害、令和6年能登半島地震など甚大な被害をもたらす災害が全国各地で発生しており、こうした災害による被害を軽減するため、より一層の災害対策が求められている。 - 住宅の耐震化について、国、県は、令和7年度を中間目標年度として取組を進めている。
コロナ禍の影響	- 住宅の耐震化について、市の補助制度を利用した自宅の耐震化の希望者が耐震化工事の実施を控えるということが見受けられた。 - さがみはら防災マイスターによる講座、防災メール出張相談等の機会が減少するなど、地域での普及啓発を積極的行うことができなかった。

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指 標 と 説 明	住宅の耐震化率						結 果 の 分 析
	地震に対する対策が推進されているかを見る指標						
目標設定の考え方	過去のトレンドや今後の社会動向等を踏まえ、目標を設定しました。						住宅の耐震化率は、耐震性のある住宅の整備が進んだことにより、令和3年度時点で令和5年度の目標値を達成している。また、令和5年度までにさらに耐震化率の向上が図られた。
成果指標の算出方法	固定資産税情報を活用した算出方法						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-				93.7	95.7	
実績値(%)	91.2	92.0	94.3	94.6	94.9	—	

【指標2】対応する取組の方向 2

指 標 と 説 明		防災意識の向上度(災害対策をしている市民の割合)					結 果 の 分 析
市民の自助の取組状況を測ることで、防災意識の向上を見る指標							
目標設定の考え方	過去のトレンドや今後の社会動向等を踏まえ、目標を設定しました。						防災ガイドブックの全戸配布による啓発にも取り組んだが、新型コロナウイルス感染症の影響により、さがみはら防災マイスターの派遣等、地域での積極的な普及啓発を行う機会が減少したことが、目標に至らなかった原因と捉えている。
成果指標の算出方法	市民アンケートの「あなたは、災害に対してどのような備えをしていますか。」の項目のうち、2つ以上の備えを行っている市民の割合						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	—				57.3	59.3	
実績値(%)	54.8	55.0	57.7	54.7	54.9	—	

【指標3】対応する取組の方向 2

指 標 と 説 明		緊急情報の伝達率					結 果 の 分 析	
		市が発令する避難情報(避難勧告など)の取得状況を測ることで、避難情報が市民に的確に伝わるかを見る指標					目標値には達しなかったものの、多様な情報伝達手段を整備し、その手段を多くの市民に認識していただいているという状況が数字からは読み取れる。しかし、一部において認識がされていないことも事実であるので、今後は様々な機会をとらえ、普及啓発に取り組んでいく。	
目標設定の考え方		防災意識に対する高まりなどを踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法		「相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート調査結果」の「問21あなたは、災害時にどのような手段で避難指示などの避難情報を取得していますか。(いくつでも)」において、少なくとも一つは避難情報を取得する手段がある回答の割合から算出						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9		
目標値(%)	—				99.6	99.6		
実績値(%)	99.6	98.5	99.1	98.6	98.5	—		

5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	住宅の耐震化率については、耐震性のある住宅の整備等により、令和3年度時点で中間目標値を達成し、その後も更なる向上が図られた。
	防災意識の向上度及び緊急情報の伝達率については、防災ガイドブックの全戸配布、さがみはら防災マイスターによる講座、防災メール出張相談等の実施によって、中間目標値に近い数値で推移している。 今後も、災害に強い都市基盤を形成するため、住宅等の耐震化を促進するとともに、市民一人ひとりが災害に対し備えることができるよう、さがみはら防災マイスターによる講座の実施等によって防災意識の更なる向上を図っていく。 また、令和元年東日本台風以降、大きな災害に見舞われていないため、防災に関する認識が薄れていくおそれがあることから、総合防災訓練等の防災に関心が寄せられるような機会を捉え、普及啓発を実施していく。

※1【延焼遮断帯】市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設。主に道路、河川、鉄道、公園、緑道などの都市施設とその沿道などの不燃建築物を組み合わせることにより構築する。

※2【緊急輸送道路】緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。緊急輸送の骨格を成す広域ネットワークやその路線を補完し地域的ネットワークを形成する路線、市災害対策本部と防災備蓄倉庫や広域防災活動拠点、避難所等を結ぶ路線などを県や市が指定する。

※3【九都県市合同防災訓練】政治・経済などの中枢機能が集積した首都地域である九都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)が合同で、首都直下地震や南海トラフ地震等、首都圏に大きな被害をもたらすことが懸念される地震を想定し、市民、防災関係機関及び国と連携・協力して実施する訓練。

総合計画進行管理 中間評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅲ	安全で安心な暮らしやすいまち
政 策	NO	6	災害に強い都市基盤と地域社会をつくれます
施 策 名	NO	15	消防力の強化
施 策 所 管 局	消防局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	高度救助体制※1の確立や救急業務の高度化など消防・救急体制が着実に充実し、火災発生件数も減少傾向にある一方、生命・財産を脅かす災害や事故はこれまで以上に大規模かつ複雑・多様化の傾向にあります。首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震や豪雨による大規模水害、テロ災害などが発生した際の対応など、消防の役割はますます重要となっています。 また、超高齢化の進行を背景として救急需要が増大する中、救急業務を安定的かつ持続的に提供し、救命率の向上を図るなど、その対策が求められています。
取組の方向	1 効果的な消防・救急体制の構築 消防車両などの整備、各種資機材や消防部隊の適正な配置を図ります。 また、救急需要の将来推計を踏まえた新たな救急隊配置などに併せ、消防署所の移転整備などを進め、火災、救急、救助などの様々な災害や事故への対応力の強化を図ります。
	2 消防団機能の充実 消防団の加入促進や「消防団協力事業所表示制度」などの周知を継続して行い、事業所の理解と協力を得ることで、消防団員の確保を図るとともに、消防団の活性化及び活動環境の整備を推進します。
	3 火災予防対策の推進 火災による被害を軽減させるため、防火対象物などにおける違反の是正を促進するなど火災予防に係る取組を推進します。
	4 救急需要増加への対応と市民に対する応急手当の普及啓発 予防救急※2や救急車の適正利用の普及啓発を推進し、超高齢化の進行などに伴い増加する救急需要に対応します。 また、応急手当普及員の養成や普及講習会、自主防災訓練などの機会を捉え、積極的に救急講習を実施し、応急手当のできる市民の増加を図るとともに、民間施設などに対してAED ※3の設置促進を図ります。

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	・近年の災害の多様化・激甚化・頻発化により、国民の生命・財産を守る消防は一層重要性を増しており、果たす役割がますます増大していること等を受け、総務省消防庁では、消防防災分野のDXの推進、緊急消防援助隊・消防団等の充実強化、救急救命体制の整備・充実、火災予防対策の推進、消防防災分野における女性や若者の活躍推進などの政策を推進している（令和6年度総務省消防庁予算重点取組事項）。 ・本市においては、消防力の更なる強化のため、令和2年3月に策定した「第3次相模原市消防力整備計画」に基づき、消防署所の配置、消防部隊の配置、火災予防体制の充実、救急需要増加等への対策や消防通信の高度化など、必要な取組を進めている。
コロナ禍の影響	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響により、本市の救急出場件数は、令和4年に42,060件、令和5年に43,696件となり、いずれの年も過去最多となった。また、市民に対する応急手当の普及啓発について、感染拡大防止の観点から実施回数や受講人員を縮小したほか、対面による防火対象物の※4査察実施件数が減少するなどの影響があった。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新たな感染症の感染拡大は、救急出場件数が大きく増加させることが明らかとなり、超高齢化の進行や熱中症とあわせ、これに対応する救急体制の構築が求められている。

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1、2、3

指 標 と 説 明		火災による損害額 消防力が強化されているかを見る指標					結 果 の 分 析 令和2年から令和5年の火災損害額の平均額は、150,440千円と中間目標値を下回っている。また、火災損害額は、火災件数に比例していない状況である。
目標設定の考え方		今後の取組による効果を見込み、目標を設定しました。					
成果指標の算出方法		1年間（1月から12月まで）に発生した火災による損害額を調査した算定額					
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(千円)	-				266,463	260,712	
実績値(千円)	272,214	88,228	228,366	142,221	142,943	—	

【指標2】対応する取組の方向 3

指 標 と 説 明		火災件数					結 果 の 分 析
		火災予防対策への取組状況を見る指標					
目標設定の考え方		今後の取組による効果を見込み、目標を設定しました。					
成果指標の算出方法		1 年間（1月から12月まで）に発生した火災件数					
		基準値 H30	計画初年度 R 2	R 3	R 4	中間目標 R5	
目標値(件)		—				139	136
実績値(件)		142	152	131	166	150	—

【指標3】対応する取組の方向 4

指 標 と 説 明		結 果 の 分 析				
応急手当実施率(救急現場に居合わせた市民が応急手当を実施した割合) 市民による応急手当の普及状況を見る指標		令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともに、講習会の実施回数や受講人員を縮小せざるを得ない状況となる中、講習会方法を工夫し実施したが、受講者数の減少により、中間目標を下回る結果となった。				
目標設定の考え方						
今後の事業による効果を見込み、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法						
救急隊が搬送した心肺停止傷病者のうち、市民等による応急手当が実施された割合を算出						
	基準値 H30	計画初年度 R 2	R 3	R 4	中間目標 R5	最終目標 R9
目標値(%)	—				49.0	50.6
実績値(%)	47.4	50.6	50.8	49.9	45.7	—

5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	津久井消防署の移転整備・下溝防災消防訓練場の再整備、相模原消防署への2隊目の救急隊配置をはじめとした効果的な消防・救急体制の構築、消防団員の入団促進、火災予防事務の電子化や火災調査室の設置による火災原因調査体制の充実などの消防力の強化に必要な取組を進めた。 今後は、大規模災害等への備えとしての効果的な消防・救急体制の構築はもとより、消防団機能の充実、火災予防対策の推進や実際の救急出場記録データの分析による長期的視点を踏まえた救急需要対策など、引き続き、「第3次相模原市消防力整備計画」に位置付けられた取組を着実に推進していく。
-----------------------	---

※1【高度救助体制】高度な救助用資機材及び人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員で構成する「特別高度救助隊」を備えた地域の実情に合わせた特色のある救助体制。

※2【予防救急】救急車が必要になるような病気やケガを未然に防ぐ取組のこと。

※3【AED】Automated External Defibrillator(自動体外式除細動器)心臓が心室細動(不整脈の一種)という状態になった時、電気ショックを与え、心臓本来のリズムを回復させる機器。

※4【防火対象物】建築物など火災予防行政の主たる対象となるもの

総合計画進行管理 中間評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅲ	安全で安心な暮らしやすいまち
政 策	NO	7	安全で安心な市民生活を守ります
施 策 名	NO	16	保健衛生体制の充実
施 策 所 管 局	健康福祉局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	地球温暖化の進行や国・地域を越えた人の往来の増加に伴い、感染症や食中毒の発生リスクが高まることが見込まれているほか、火葬需要の増加、動物の多頭飼育崩壊などの課題が生じています。 このため、保健衛生体制の充実に向け、感染症の予防・まん延防止対策及び食品衛生対策、動物愛護思想の普及、斎場（火葬場）の整備・充実などの取組を進める必要があります。
取組の方 向	1 感染症に関する保健衛生体制の強化 国や都道府県などと連携し、新興・再興感染症や輸入感染症の発生状況に関する情報を収集するとともに、本市の地域特性に即した分析を加えた感染症情報を迅速に発信するなど、本市における感染症の予防・まん延防止対策及び保健衛生体制の強化を図ります。
	2 食品衛生対策の推進 HACCP に沿った衛生管理の普及推進や、監視指導の徹底及び食品、食中毒予防に関する衛生知識の普及啓発、食品に関する検査の拡充により、食に対する不安を解消し、食の安全と安心の確保を図ります。
	3 生活衛生対策の推進 理・美容所や旅館、公衆浴場などの生活衛生関係営業施設への定期的な監視指導や中山間地における安全で良質な水の提供により、衛生的な生活環境の確保に努めます。 また、超高齢化の進行に伴う今後の火葬需要の増加に対応するため、斎場（火葬場）の整備・充実を図るほか、人と動物との共生社会の実現に向けた体制を構築し、動物愛護精神の醸成と適正飼養の普及啓発を推進します。

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	- 令和3年12月、感染症法が改正、次の感染症危機に備えるため保健所設置市等は新たに感染症予防計画を策定することとされた。これを受けて、令和6年3月相模原市感染症予防計画を策定した。 - 平成30年6月、食品衛生法が改正、令和3年6月から原則として全ての食品等事業者にはHACCPによる衛生管理が義務付けられた。 - 令和元年6月、動物愛護管理法の改正、令和4年6月1日から販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されるとともに、神奈川県動物愛護推進計画の見直しが行われた。 - 超高齢化の進行に伴い、火葬需要の増加は全国的な課題となっている。本市においても、将来にわたり安定的に火葬が行えるよう、斎場（火葬場）の整備・充実に取組む必要がある。
コロナ禍の影響	- 我が国の令和4年度の結核罹患率は8.2となり、前年度に引き続き、罹患率10未満とする結核低まん延国の水準を達成しているが、コロナ禍の健康診断の受診控え等の影響も考えられ、今後の動向を注視していく必要がある。 - 飲食店等の営業の自粛や時短営業などの影響により、HACCPの導入が進まない営業施設もあった。 - 在宅時間増により、癒しを求める人が増え、ペットの新規飼育数が増加した。

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	結 果 の 分 析					
結核罹患率(人口10万人当たりの新規結核患者数) 感染症の予防・まん延防止対策が図られているかを見る指標	令和3年以降、本市の結核罹患率は目標値を下回るものの増加傾向にある。感染源検索や患者支援、接触者健診の適切な実施、普及啓発等、感染症対策を実施した。					
目標設定の考え方						
成果指標の算出方法						
目標値(-)	-				8.0	7.8
実績値(-)	8.3	7.3	6.5	6.6	6.9	—

【指標2】対応する取組の方向 2

指標と説明	結 果 の 分 析					
食品関係事業者などに対して実施する食品衛生に関する講習会の理解度 食の安全と安心の確保が図られているかを見る指標	令和2年度から導入している動画視聴形式では、分からない箇所を繰り返し視聴できることから理解度が深まった。					
目標設定の考え方						
成果指標の算出方法						
目標値(%)	—				83.3	83.7
実績値(%)	82.9	70.9	92.1	95	94.9	—

【指標3】対応する取組の方向 3

指標と説明	結 果 の 分 析					
ペットの所有明示を行っている飼いの割合(迷子防止等のための迷子札、マイクロチップ等の装着を行っている飼いの割合) 動物愛護精神の醸成と適正飼養の普及啓発が図られているかを見る指標	法改正に伴い、マイクロチップ装着の啓発等を行ったことから、高い値が得られている。					
目標設定の考え方						
成果指標の算出方法						
目標値(%)	—				51.6	61.2
実績値(%)	48.0	64.4	47.4	67.6	64.7	—

【指標4】対応する取組の方向 3

指標と説明	結 果 の 分 析					
公衆浴場等における改善率(レジオネラ症の発生防止に係る改善率) 衛生的な生活環境の確保が図られているかを見る指標	公衆浴場等においてレジオネラ属菌が検出された場合、衛生管理の指導を行い、全ての施設で改善確認を行った。					
目標設定の考え方						
成果指標の算出方法						
目標値(人)	—				100	100
実績値(人)	100	100	100	100	100	—

5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	本市の結核罹患率は目標値を下回るものの増加傾向にある。背景には、コロナ禍の健康診断の受診控え等の影響や働き盛り世代の患者割合が多いことも影響していると考えられ、引き続き患者支援や接触者健診の適切な実施、普及啓発等、感染症対策を推進する必要がある。 食品衛生に関しては、講習会の実施方式を工夫したことで食品衛生への理解度は深まったものの、小規模な事業者ではHACCPの導入が遅れている状況も見受けられるため、監視指導等を通じて衛生知識の普及啓発に努める。 動物愛護に関しては、適正飼養に係る普及・啓発・指導、動物の適正な収容・譲渡、動物愛護精神の醸成といった視点から、引き続き、総合計画推進プログラムに沿って包括的に取り組んでいく。 公衆浴場等の衛生対策に関しては、コロナ禍においても必要な監視指導を着実に実施することができた。引き続き、衛生的な生活環境の確保に向けて、最新の知見や事例を取り入れた講習会や監視指導を行う。 斎場(火葬場)の整備・充実については、令和5年度から市営斎場の火葬予約枠を拡大したことで、逼迫状況の緩和に一定程度の効果があつた。今後の火葬需要の増加に対応するため、津久井地域(青山)における新斎場の整備と、市営斎場の大規模改修に合わせた火葬予約枠の拡大に向け、引き続き取組を進める。
-----------------------	--

※1【多頭飼育崩壊】飼養能力を超える多数の動物を所有し、又は占有し、結果として、適正な飼養が困難となり、飼育放棄により動物の健康が害されるとともに、排せつ物の堆積等により周辺的生活環境被害等を引き起こすこと。

※2【新興感染症】最近になって新しく出現した感染症。【再興感染症】古くからある感染症のうち近い将来克服されと考えられていたものの再び流行する傾向が出ている感染症。【輸入感染症】海外で感染して国内に持ち込まれる感染症。

※3【HACCP(はさっぷ)】Hazard Analysis and Critical Control Point原材料の受入れから製品の出荷までの工程ごとに、食中毒菌による汚染や異物の混入などの危害を予測したうえで、特に重要な工程を継続的に監視し、記録することで、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

※4【レジオネラ症】レジオネラ属菌という、自然界(河川、湖水、温泉や土壌など)に生息している細菌を原因とする細菌感染症。

総合計画進行管理 中間評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅲ	安全で安心な暮らしやすいまち
政策	NO	7	安全で安心な市民生活を守ります
施策名	NO	17	防犯や交通安全・消費者保護対策の推進
施策所管局	市民局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	近年、市内の犯罪認知件数は減少しているものの、振り込め詐欺などの被害が頻発しており、引き続き、市民一人ひとりが自覚を持ち、地域での連帯意識の高揚を図りながら、関係機関や団体との密接な連携による防犯体制の充実など、地域の防犯力を高めることが求められています。 また、自転車や高齢者の交通事故の割合が高いことから、ガードレールなど交通安全施設の整備・充実に努めるとともに、地域が一丸となって交通安全意識の高揚を図るなど、交通マナーの向上や交通事故防止に向けた取組を積極的に行う必要があります。 さらに、消費者被害が複雑・多様化している中、消費者被害の未然防止と救済体制の充実を図るとともに、市民が自立した消費者になるための啓発・教育を一層進めていく必要があります。
取組の方向	1 地域防犯力の向上 警察、関係団体、地域団体と連携を図り、多様化する犯罪に関する情報共有や、防犯活動の推進により市民の防犯意識を高めます。 また、自主防犯組織などによる防犯活動の支援を行うとともに、夜間の安全確保のため防犯灯の整備に努めます。
	2 交通安全対策の推進 警察、関係団体、地域団体と連携して自転車利用者、子どもや高齢者などに対する交通安全教育などの交通安全運動を推進します。 また、多発する自転車や高齢者による事故の根絶に向け、交通安全意識の高揚を図る取組などを進めるとともにガードレールなど交通安全施設の整備を推進します。
	3 消費者の保護と自立の支援 複雑・多様化する消費者被害を防止するため、消費生活相談の充実及び見守りによる被害の未然防止と早期発見に取り組むとともに、自主的かつ合理的な判断ができる自立した消費者の育成を目指した消費者教育※1を推進し、市民の消費者としての安全の確保と自立の支援を進めます。

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	・神奈川県との協調補助制度として、防犯カメラの設置費補助制度を実施している。地域の防犯力向上のため、より多くの地域から設置要望を受けることが必要であると考えており、周知啓発に努めていく。 ・国においては、平成16年の消費者基本法の制定に伴い、平成17年度に第1期消費者基本計画が策定された。令和3年度以降「消費者基本計画（令和3年6月15日閣議決定）」及び「消費者基本計画工程表（令和4年6月15日改定）」の見直しが行われ、政策の基本方針に「コロナ禍における新しい生活様式の実践への対応」が追加されたほか、消費生活相談のデジタル化の推進による消費者保護の強化や、成年年齢引下げ後の若年層等への消費者教育について推進することとした。
コロナ禍の影響	・令和5年中の犯罪認知件数は令和4年中と比較し、約1,000件増加している。増加後の犯罪認知件数はコロナ禍前の件数と変化がないため、犯罪認知件数が減少傾向であるとすることができない可能性がある。犯罪認知件数の確実な分析とともに、具体的な対策を実行していくことが必要である。 ・令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、予防の観点から日常の消費行動において「新しい生活様式」への対応が求められた。これに伴い、巣ごもり需要の増加等を背景に、インターネット取引の拡大やWEB会議といったデジタル技術の利用が進んだことで、デジタル市場が急速に拡大した一方で、インターネット通販やオンラインゲーム等のトラブルに関する相談が多数寄せられた。

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明		住んでいる地域の防犯力を高める取組が進んでいると感じている市民の割合 地域防犯力を見る指標					結 果 の 分 析 中間目標まで10ポイント低く、目標に大きく届かない値となった。これは、特殊詐欺や凶悪事件の報道などによる体感治安の悪化が影響していると思われる。しかし、市民にとって安全で安心な暮らしやすいまちを実現するには、本課として市民に安全・安心なまちであることを実感していただく必要があるため、地域の防犯力の向上のため、防犯パトロールや防犯カメラの設置推進、特殊詐欺防止機能付き電話機の補助等をより推進していくとともに、地域・警察と連携し、防犯力向上へさらなる対策を施していく必要がある。
目標設定の考え方		今後の取組の効果を見込み、目標を設定しました。					
成果指標の算出方法		市民アンケートにおいて、（１）「そう思う」（２）「どちらかといえばそう思う」を選択した市民の割合					
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	-				39.7	43.3	
実績値(%)	36.4	36.3	35.4	29.7	29.6	—	

【指標2】対応する取組の方向 2

指標と説明		市内での高齢者の交通事故件数					結 果 の 分 析
		交通事故の割合の高い高齢者の交通事故件数を測ることで、交通安全対策が推進されているかを見る指標					中間目標の目標値を達成することができている。しかしながら、市内の全交通事故に占める高齢者事故の割合は依然として高いことから、県警察等の関係機関と連携し、交通事故の減少に向けて、引き続き交通安全に関する周知啓発を行っていく必要がある。
目標設定の考え方		今後の高齢者人口の増加を踏まえ、事故の減少率を維持することとし、目標を設定しました。					
成果指標の算出方法		相模原市交通事故統計の高齢者の交通事故件数から算出					
		基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	
目標値(件)		—				752	712
実績値(件)		802	672	745	683	694	—

【指標3】対応する取組の方向 2

指標と説明	市内での自転車事故件数						結 果 の 分 析
	交通事故の割合の高い自転車の交通事故件数を測ることで、交通安全対策が推進されているかを見る指標						中間目標の目標値を達成することができている。しかしながら、市内の全交通事故に占める自転車事故の割合は依然として高いことから、県警察等の関係機関と連携し、交通事故の減少に向けて、引き続き交通安全に関する周知啓発を行っていく必要がある。
目標設定の考え方	自転車事故件数の減少率を維持することとし、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	令和2～5年相模原市交通事故統計の自転車の交通事故件数から算出						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(件)	—				691	627	
実績値(件)	771	648	703	627	626	—	

【指標4】対応する取組の方向 3

指 標 と 説 明		消費生活に係る出前講座の満足度(消費生活に係る出前講座のアンケートにおいて「役に立った」を選択した市民の割合)						結 果 の 分 析	
		自立した消費者の育成が図られているかを見る指標						出前講座は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は開催できず、令和3・4年度は開催回数が少なかったが、令和5年度は開催回数が増えたことにより、受講者数に変動があった。また、講座内容については、令和3・4年度は新型コロナに対応した講座内容も取り入れて行ったが、令和5年度は新型コロナ以外の内容充実を求められたことなどが要因と考える。	
目標設定の考え方		講座の内容を改善することによる効果を見込み、目標を設定しました。							
成果指標の算出方法		消費生活に係る出前講座のアンケートにおいて「役に立った」を選択した市民の割合							
		基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9		
目標値(%)		—				96.4	96.8		
実績値(%)		95.9		97.0	98.5	95.6	—		

【指標5】対応する取組の方向 3

指標と説明		契約などのトラブルにあった時に相談する窓口を知っている市民の割合 消費者保護が図られているかを見る指標					結 果 の 分 析
目標設定の考え方		消費者教育の社会的な需要の高まりや普及啓発などの効果を見込み、目標を設定しました。					各年度とも基準値を下回った。 これは、新型コロナウイルスの影響で啓発事業が中止となったことや出前講座の回数が減るなど、消費生活に係る周知を図ることができなかったことが、要因の一つと考える。
成果指標の算出方法		市民アンケートにおいて「契約トラブルにあった際に相談する窓口を知っている」を選択した市民の割合					
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	—				45.3	50.0	
実績値(%)	40.5	34.1	34.9	33.8	34.9	—	

5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	交通安全対策の推進については、令和5年4月1日からのヘルメット着用努力義務化や、各季の交通安全運動、交通安全教室の実施等により、市民の交通安全への意識がより高まっていることが中間目標を達成した要因であると捉えている。しかし、市内のヘルメットの着用率は全国平均と比較して低いため、令和6年度よりヘルメットの購入費補助事業を開始した。これにより、市内のヘルメット着用率が増加する見込みである。また、ヘルメット補助の要件となっている自転車利用ハンドブックの内容の理解によって、市民の交通安全に対する意識のさらなる向上を目指し、市内の自転車事故件数のさらなる減少を達成する。 地域の防犯力については、厳しい結果となっているが、地域・警察と連携し、市民に安全・安心なまちとして認知していただけるよう、防犯パトロールの実施や防犯カメラの設置等を推進し、地域の防犯力の見える化を行う。
-----------------------	---

6 総合計画審議会の意見等

総合計画審議会の意見等	【施策の進捗状況に関する評価】 指標における結果の分析は妥当である。防犯カメラ設置費補助事業や防犯灯維持管理事業は実績が伸びており評価できるが、関連する指標1の実績値が低下していることや、指標5の相談窓口の認知率が中間目標値を下回っている点は改善を図る必要がある。 【今後の施策の方向性に関する意見】 自転車事故や高齢者が関連する事故など、住民が加害者になりうるケースも増加していることから、施策全体として交通事故の減少に注力してほしい。 本施策については、地域との繋がりが重要であることから、地域や警察と密に連携を図り、地域団体と協働で啓発を行うなど、地域の防犯活動を推進するとともに、庁内においても連携を図って取組を推進してほしい。また、現状の取組に加え、多くの住民に情報が届くよう周知を図ってほしい。
-------------	--

※1【消費者教育】消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

総合計画進行管理 中間評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅲ	安全で安心な暮らしやすいまち
政 策	NO	8	暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくります
施 策 名	NO	18	暮らしやすい住環境の形成
施 策 所 管 局	都市建設局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	市営住宅の計画的な供給や住宅の耐震化の促進などにより、安全で安心なまちづくりが進んでいる一方、空き家の増加やマンションの老朽化などによる、防災、防犯、景観、衛生上の問題のほか、少子高齢化の進行や20歳代から30歳代までの就職・住宅購入世代の転出超過などに起因した、地域コミュニティの希薄化による住環境の質の低下が懸念されています。 このため、多様な主体との連携・協働により、誰もが安全で安心して暮らせる住生活の実現や地域特性を生かした質の高い住環境の形成などに取り組む必要があります。
取組の方向	1 安心して暮らせる住生活の実現 就職・住宅購入世代である若年・子育て世帯がニーズに沿った住まいを選択し、確保できるようにするとともに、高齢者が住み慣れた地域で暮らしながら必要な介護などの支援を受けられる住環境を整備するなど、誰もが安心して暮らせる住生活の実現を図ります。 また、市営住宅などの公営賃貸住宅に加え、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット※1の構築により、住宅確保要配慮者※2の居住の安定を確保します。
	2 良質な住宅ストックの形成と空家等の適正管理の促進 耐震、断熱・省エネルギー、耐久性能などに優れた新築住宅の供給、建替えやリフォームの促進などにより良質な住宅ストック※3の形成を図るとともに、地域特性に応じた空き家の利活用と適切に管理されていない空家等の対策に取り組み、適正管理の促進を図ります。 また、マンションの適切な維持管理などの促進や住宅団地の再生によるコミュニティの維持・活性化を進めます。
	3 地域特性を生かした住環境の形成 住宅・建築物の耐震化の促進などによる安全で快適な住環境の形成とともに、地域の特性を踏まえた住宅の規制・誘導を図ります。 また、地域の実情に応じた、住環境づくりへの支援、高齢者の見守り、子育て支援など地域課題の解決に向けた空き家を活用した「場」の提供などによる活動の支援、ライフスタイルに応じた多様な住み方のできる環境の整備を進めます。

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	国においては、住宅を取り巻く様々な環境の変化に対応するため、令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」を、令和5年12月には「空家等対策の推進に関する特別措置法」を改正した。 また、単身高齢者の増加等により、要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定されるものの、要配慮者の入居に対する大家の抵抗感もあることから、双方が安心して貸し借りできる制度も検討している。
コロナ禍の影響	コロナ禍を契機として、勤務場所に縛られないライフスタイルや二地域居住等、住まい方に関する多様な価値観がもたらされた。

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	結果の分析					
	高年齢者人口に対する高年齢者向け住宅の割合					
指標と説明	高年齢者が安心して暮らせる高年齢者向け住宅の供給が進んでいるかを見る指標					
目標設定の考え方	全国計画及び神奈川県計画における目標値を参考として、目標を設定しました。					
成果指標の算出方法	高年齢者人口に対する高年齢者向け住宅（「市高年齢者居住安定確保計画」で定義している①サービス付き高年齢者向け住宅、②高年齢者向け市営住宅、③高年齢者向け優良賃貸住宅、④有料老人ホーム、⑤軽費老人ホームの合計）の割合					
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9
目標値(%)	—				3.5	4.0
実績値(%)	2.9	3.1	3.3	3.5	3.7	—

高年齢者人口が増加傾向にある中でも、高年齢者向け住宅の供給（主にサービス付き高年齢者向け住宅と有料老人ホーム）が進んだ。

【指標2】対応する取組の方向 1、3

指標と説明	結果の分析					
	居住環境に対する満足度（良好な居住環境が保たれていると思う市民の割合）					
指標と説明	良好な居住環境が形成されているかを見る指標					
目標設定の考え方	神奈川県の住生活基本計画における目標値を参考とし、目標を設定しました。					
成果指標の算出方法	市民アンケート「あなたは、現在お住いの地域について、良好な居住環境が保たれていると思いますか」（問33）で「そう思う」と「どちらかという」と「そう思う」の合計					
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9
目標値(%)	—				76.9	80.0
実績値(%)	73.7	77.7	74.4	77.1	75.8	—

居住環境に関連する各種施策を行うことで、年度により多少の増減はあるものの、どの年度も令和元年の基準値を上回り、概ね中間目標に近づくことができた。

【指標3】対応する取組の方向 2

指標と説明	結果の分析					
	新築住宅における長期優良住宅※4の認定戸数					
指標と説明	長期にわたり良好な状態で使用することができる良質な住宅ストックが形成されているかを見る指標					
目標設定の考え方	住宅購入世帯が転出超過にある状況や過去のトレンド、今後の社会動向等を踏まえ、目標を設定しました。					
成果指標の算出方法	平成21年以降の長期優良住宅（戸建てと共同住宅）の認定戸数の累計					
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9
目標値(戸)	—				7,764	10,000
実績値(戸)	5,528	6,579	7,122	7,809	8,399	—

長期優良住宅の認定を受けると一般住宅に比べて税の特例措置が拡充される制度があること、市のホームページにおける長期優良住宅の認定基準の掲載や、窓口におけるパンフレットを配架するなど周知啓発に努めたことにより、令和4年度に中間目標値を達成した。

【指標4】対応する取組の方向 2

指標と説明	結果の分析					
	適切な管理が行われていない空家等の解決率					
指標と説明	空家等の適正管理が図られているかを見る指標					
目標設定の考え方	空家等の増加の見込み、過去の着工新築住宅戸数の推移、今後の人口・世帯の減少の見込みを踏まえ、目標を設定しました。					
成果指標の算出方法	空家等の近隣住民等から区役所に相談等が入り、所有者に対して適切な管理を促した件数のうち、所有者が対応して解決に至った割合					
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9
目標値(%)	—				48.6	48.6
実績値(%)	48.6	52.4	62.8	69.1	71.4	—

令和2年3月に策定した第2次空家等対策計画に基づき、迅速な現地確認や所有者調査、適切な管理に関する情報提供、継続的な経過観察等を行い、自主的な改善を促し、中間目標を大幅に改善した。

5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応

令和2年度から5年度までの間に改正されたマンションや空き家に関する法律等に適切に対応するとともに、新たに子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業やマンション管理認定制度を開始するなど、住環境に関する各種施策に取り組み、目標値を概ね達成することができた。

今後については、指標2と指標4に関連する取組として、築40年を超えるマンションが増加し、所有者の高齢化や管理組合の担い手不足等により大規模修繕や建替えの合意形成が困難になる事例が散見されることから、マンションに係る相談体制の強化やマンション管理認定制度の普及・啓発等を行い、良好な住宅ストックの形成を推進していく。また、核家族化の進行や人口減少等により空き家の増加が予想され、周辺の住環境に深刻な影響を及ぼす可能性があることから、これまでの取組に加え、法改正により新たに創設された管理不全空家等の認定や財産管理人制度の活用等を進めていく。

さらに、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、市居住支援協議会において不動産関係団体、居住支援団体、市等が連携して取り組んでいく。

※1【住宅セーフティネット】公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者に対する居住支援の仕組み。

※2【住宅確保要配慮者】低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する者。

※3【住宅ストック】ある一時点における全ての住宅の量や既存住宅そのものを指す。

※4【長期優良住宅】長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅。

総合計画進行管理 中間評価シート

1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	Ⅲ	安全で安心な暮らしやすいまち
政 策	NO	8	暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくります
施 策 名	NO	19	魅力的な景観の形成
施 策 所 管 局	都市建設局		

2 施策の目的・概要

現状と課題	景観に配慮した建築物や身近な緑が増加するなど、市全域において景観誘導が着実に図られている一方、市特有の景観資源を生かした個性的な景観づくりは進んでいません。豊かな自然を有し、多様な都市機能を併せ持つ都市として、広域交流拠点の形成による風格のある市街地や、愛着や誇りの持てる周辺環境と調和したまちなみなどの魅力的な景観を形成するためには、多様な主体との連携・協働による地域特性に応じた景観づくりや貴重な景観資源の保全などに取り組む必要があります。		
取 組 の 方 向	1 地域の魅力を高める景観づくり 建築行為を行う事業者などに対し、周辺環境と調和した色彩などの誘導を行い、豊かな自然と市街地の景観を良好に保ちます。 また、景観の保全の必要性が高い地区や新たなまちづくりを行う地区、良好なまちなみを印象付ける街路などに対し、地域の個性を生かした景観形成を進めます。 さらに、まちなみにふさわしい屋外広告物が設置されるよう、屋外広告物の規制や誘導により、潤いのある豊かな自然景観とにぎわいや風格のある市街地景観を形成し、地域の魅力を高めます。		
	2 心を豊かにする身近な景観づくり 市民に親しまれている景観資源の保全・活用や、人々にやすらぎや潤いを与える身近な緑の創出などにより心を豊かにする景観形成を進めます。 また、歴史や文化を生かした景観や生態系に配慮した環境にやさしい景観を形成するほか、景観づくりへの関心を高めるための普及啓発などに取り組み、市民との共有財産であるより良い景観を次代に引き継ぎます。		

3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	—		
コロナ禍の影響	・感染症拡大の影響により、令和2年度以降、「まちなみウォッチング」などの現地を案内しての景観に対する普及啓発活動の中止が余儀なくされるとともに、外出自粛の影響による景観に触れる機会の減少等の影響が生じていた。		

4 成果指標の実績及び結果の分析

【指標1】対応する取組の方向 1

指 標 と 説 明	市街地の景観に満足している市民の割合						結 果 の 分 析
	地域の魅力を高める景観づくりのうち市街地の景観づくりが進んでいるかを見る指標						
目標設定の考え方	過去の推移や今後の景観に配慮したまちづくりに対する機運の高まりなど見込み、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	市民の満足度を5点満点で点数化したもの						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(ポイント)	-				3.04	3.10	
実績値(ポイント)	2.92	3.05	3.02	3.03	3.00	—	

【指標2】対応する取組の方向 1

指 標 と 説 明		自然景観に満足している市民の割合					結 果 の 分 析
		地域の魅力を高める景観づくりのうち自然景観づくりが進んでいるかを見る指標					
目標設定の考え方		今後も潤いのある豊かな自然景観を守り続けるため、これまでの水準を維持することを目標として設定しました。					
成果指標の算出方法		市民の満足度を5点満点で点数化したもの					
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(ポイント)	-				3.50	3.50	
実績値(ポイント)	3.50	3.58	3.58	3.55	3.51	—	

【指標3】対応する取組の方向 1、2

指 標 と 説 明		道 路 沿 い の 緑 化 (接 道 緑 化) の 長 さ 【 累 計 】					結 果 の 分 析		
目 標 設 定 の 考 え 方		接道緑化の長さ(景観に関する事前協議によるもの)を測ることで、身近な緑の創出が図られているかを見る指標					景観に関する事前協議による 接道緑化指導により、着実に実 績値が延び、中間目標値を達成 することができた。		
成果指標の算出方法		景観に関する事前協議による接道緑化(※1)の長さを累計したもの							
		基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5			最終目標 R9
目標値(m)		—				15,300			18,200
実績値(m)		10,676	12,331	13,279	14,304	15,926	—		

5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	令和3年度には、市役所前さくら通り地区を景観形成重点地区として指定するなど、地域の個性を生かした景観形成を進めてきたが、感染症拡大に伴う景観普及啓発活動の中止や外出自粛の影響により、市民の市街地景観に触れる機会が減少した結果、指標1の中間目標値を達成できなかったと考えている。 最終目標を達成できるよう令和5年度から再開した景観普及啓発活動を引き続き行うとともに、新たな景観形成重点地区の指定を進めていく。 指標2、3についても、更なる指標の良化が図れるよう指標1の取組と同様に景観普及啓発活動を引き続き行うとともに、景観に関する事前協議による接道緑化指導を着実に進めていく。
-----------------------	---

※1【接道緑化】敷地の接する道路沿いに、生垣や中木等による緑化施設を設置すること。